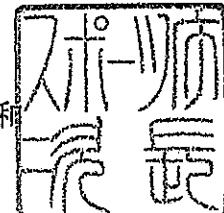




27ス 序 第 1 4 2 号
平成 27 年 10 月 30 日

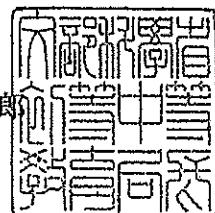
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長
附属学校を置く各国立大学法人学長

ス ポ ー ツ 府 次 長
高 橋 道 和



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親次郎



(印影印刷)

児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への 参加について（通知）

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけではなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きいものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところです。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあっては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学長にあっては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当すること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線2679）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙1

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

③ 忌引日数

④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙2

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

③ 忌引日数

④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙3

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

③ 忌引日数

④ 非常災害等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）